

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	札幌市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託      ・      一部委託      ・      委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：札幌市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：市民後見人養成のための研修等の実施に係る業務</p>
事業内容	<p>1 名称 札幌市市民後見人養成研修</p> <p>2 応募要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前説明会に出席していること</li> <li>・ 札幌市民であること</li> <li>・ 25 歳以上 70 歳未満であること</li> <li>・ 原則として全ての研修を受講可能で、市民後見人として活動できること</li> <li>・ 後見人の養成研修を実施する団体の資格を有していないこと</li> </ul> <p>3 選考方法 事前説明会後に受講申込書及びレポートを提出、審査の上、受講者を決定</p> <p>4 講座内容</p> <p>ア 期間 平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月</p> <p>イ カリキュラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎研修（23 時間 9 日間） 対象者理解、民法の基礎、関係制度、市民後見活動の実際等</li> <li>・ 実務研修（29 時間 10 日間） 対人援助の基礎、体験実習、家庭裁判所見学、各種実習等</li> </ul>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 5 月 事前説明会広報</p> <p>7 月 事前説明会実施 (300 名定員×2 回)</p> <p>8 月 募集</p> <p>9 月 書類選考 (45 名)</p> <p>10 月 基礎研修</p> <p>12 月 一次選考</p> <p>平成 27 年 1 月 実務研修</p> <p>3 月 二次選考 名簿登録</p>
備考	

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	札幌市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 (3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：札幌市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人養成のための研修等の実施に係る業務</p>
事業内容	<p>1 市民後見実施機関の設置 札幌市社会福祉協議会内「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター」内に市民後見実施機関を設置し、次の業務を実施。</p> <p>ア 後見ニーズの実態把握 イ 家庭裁判所及び弁護士等の専門職団体との連携 ウ 養成研修及びフォローアップ研修のカリキュラム作成・実施 エ 市民後見人候補者の名簿登録等 オ 家庭裁判所に推薦する体制の整備 カ 市民後見人の後見活動に対する支援体制の整備 キ 成年後見制度に関する普及・啓発</p> <p>2 運営委員会の開催 市民後見実施機関内に運営委員会を設置し、次の業務を実施。</p> <p>ア 構成 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、学識経験者、成年後見期間・団体、行政</p> <p>イ 協議事項 ・養成研修及びフォローアップ研修のカリキュラム及び運営 ・各種選考 ・市民後見人に対する支援体制の整備 ・関係機関との連携</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 4 月 第 1 回運営委員会 同年 9 月 第 2 回運営委員会 同年 12 月 第 3 回運営委員会 平成 27 年 3 月 第 4 回運営委員会</p>
備考	

# 平成 26 年度 札幌市市民後見人養成研修募集要項

判断能力の不十分な方の権利と財産を守る「成年後見制度」の新たな担い手を育成するため、「市民後見人」の養成研修を実施します。

次により市民後見人養成研修の受講者を募集しますので、下記に記載した募集要項に従いお申込みください。

## 1. 応募資格

次の5つの要件に全て該当する方

- (1) 事前説明会に出席した方
- (2) 札幌市民の方（札幌市に住民票があり、実際に居住している方）
- (3) 平成26年度末時点で年齢が満25歳以上70歳未満の方  
【昭和20（1945年）4月1日から平成2（1990年）3月31日までの生まれの方】
- (4) 原則として、指定した全研修を受講することが可能で、市民後見人として活動できる方
- (5) 成年後見人、保佐人、補助人の養成研修を実施する団体の資格を有しない方  
（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士の有資格者は、当該団体等で養成研修を受講していただくこととし、市民後見人養成研修の受講対象には含めないこととします）

## 2. 受講定員

40名（書類選考によります）

## 3. 応募方法等

■所定の受講申込書に写真を貼付し必要事項を記入の上、必要書類を添えて、以下の宛先まで郵送するかご持参ください。

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目1番1号 札幌市社会福祉総合センター2階  
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会高齢者・障がい者生活あんしん支援センター  
(郵送の場合は、封筒に「受講書類在中」と朱書きしてください。)

■提出書類（提出後は返却いたしません）

- ①受講申込書（指定の用紙）
- ②事前提出レポート（指定の用紙もしくはそれに準じたもの。パソコン等使用も可）
- ③事前説明会参加確認書（事前説明会で発行したもの）

■応募締切日

平成26年8月22日（金）午後5時までに持参（郵送の場合は締切日の消印有効）

## 4. 選考方法及び選考結果

### ■選考方法

応募資格要件を確認し、受講申込書、事前提出レポートの内容を総合的に審査し、養成研修の基礎研修受講者を決定します。

### ■選考結果

平成26年9月下旬頃に郵送で通知します。

## 5. 研修内容

### ■内容・日程・場所等

4 ページに記載の「平成 26 年度札幌市市民後見人養成研修日程表」を参照してください。

### ■受講料

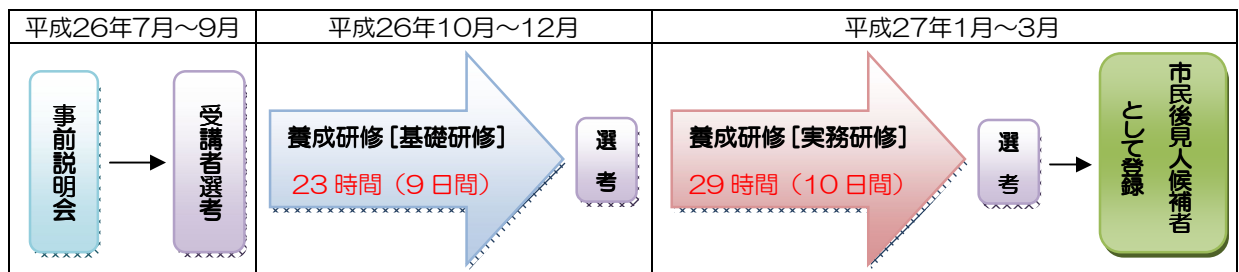
受講料は無料。別途研修用テキスト代として 3,000 円が必要です。（テキスト代は研修初日に徴収します。）

なお、実習に係る交通費や昼食代は、各自負担となります。

## 6. 養成研修受講から後見活動までの流れ

### (1) 養成研修の選考等（市民後見人候補者の登録）

基礎研修及び実務研修終了後に、それぞれ選考を行います。



### (2) 市民後見人候補者として登録後のフォローアップ

フォローアップ研修の実施、また、権利擁護活動に協力できる機会を設けるなど、成年後見の実務の研鑽を行うためのサポートを行います。

### (3) 市民後見人としての後見活動の開始

家庭裁判所から後見人等候補者の推薦依頼を受けた場合には、市民後見実施機関の運営委員会（高齢者・障がい者生活あんしん支援センター内に設置）において適任者を選考して、市民後見人候補者として札幌市に報告し、家庭裁判所に推薦します。

その後、家庭裁判所の審判において、後見人として選任された後に、「市民後見人」の活動が始まります。

選任後は、市民後見実施機関の運営委員会が、関連機関と連携を図り、市民後見人の活動を支援していきます。

## 7. その他（注意事項）

この研修を受講されるにあたり、特に以下の内容についてご理解ください。

- この研修は、資格を取得する研修ではありません。
- 後見人の選任は、家庭裁判所が行うものであり、全ての研修修了者が、後見人に選任されるとは限りません。
- 後見人として家庭裁判所に選任された後は、市民後見実施機関の支援を受けることとなります。

## 8. 個人情報の取扱いについて

本研修受講申込者にかかわる個人情報は、本会個人情報保護規程などにに基づき、適正に取扱い、本研修受講に係る目的のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

## 9. 問合せ先

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 高齢者・障がい者生活あんしん支援センター

電話 011-632-7355

お問合せ時間 土・日・祝祭日を除く 8:45～12:15 13:00～17:15

# 平成 26 年度 札幌市市民後見人養成研修 日程表

(※講師の都合により、予定の変更をすることがあります)

※研修場所：札幌市社会福祉総合センター内（見学及び実習を除く）

## (1) 基礎研修【23時間 9日間】（平成 26 年 10 月 8 日～12 月 3 日）

回数	期日	時間	研修内容（単位：時間）
第1回	10/ 8(水)	1330～1700	「開会・オリエンテーション(0.5)」 「市民後見概論(3.0)」
第2回	10/15(水)	1330～1600	「対象者理解(高齢者)(2.5)」
第3回	10/21(火)	1330～1530	「対象者理解(障害者)(2.0)」
第4回	10/29(水)	1330～1630	「後見制度基礎(概論)(1.5)、(各論Ⅰ：法定後見)(1.0)、 各論Ⅱ：任意後見)(0.5)」
第5回	11/ 4(火)	1330～1630	「後見制度と市町村責任(消費者被害)(0.5)」 「地域福祉と権利擁護の理念(2.5)」
第6回	11/12(水)	1330～1530	「民法の基礎(家族法)(1.0)、(財産法)(1.0)」
第7回	11/19(水)	1330～1600	「関係制度・法律(介護保険制度)(1.5)、(高齢者施策)(1.0)」
第8回	11/26(水)	1330～1600	「関係制度・法律(障害者施策)(1.0)、(生活保護・健康保険・年金)(1.5)」
第9回	12/ 3(水)	1330～1600	「関係制度・法律(税務申告制度)(0.5)、 「市民後見活動の実際(現役後見人による活動報告)(1.0)」 「市民後見活動の実際(後見実施機関の理解と市民後見人の支援体制)(1.0)」

## (2) 実務研修【29時間 10日間】（平成 27 年 1 月 14 日～3 月 3 日）

回数	期日	時間	研修内容
第1回	1/14(水)	1330～1600	「対人援助の基礎(2.0)」 「体験実習オリエンテーション(0.5)」
第2回	1/15(木)	1330～1500	「札幌家庭裁判所の役割(見学など)(1.5)」
第3回	1/21(水)	1330～1700	「後見実務(申立て手続き)(2.0)、(財産目録作成)(1.5)」
第4回	1/28(水)	1330～1630	「後見実務(後見計画作成)(1.5)、(後見報告作成)(1.5)」
第5回	2/ 4(水)	1330～1630	「後見実務(報酬付与申立作成)(1.5)、(後見終了手続き)(1.5)」
第6回	2/12(木)	1330～1600	「課題演習①(2.5)」
第7回	2/18(水)	1330～1600	「課題演習②(2.5)」
第8回	3/ 3(火)	1330～1630	「体験発表(2.0)」 「市民後見人の登録方法(1.0)」
第9回 (実習)	2/2(月)～2/27(金) 【土・日・祝日を除く】	1000～1600	「社会福祉施設への実習(5.0)」 【あらかじめ指定された期日に社会福祉施設で実習】
第10回 (実習)	1/19(月)～1/30(金) 2/2(月)～2/27(金) 【土・日・祝日を除く】	1330～1600	「法人後見の実習(2.5)」 【あらかじめ指定された期日に法人後見業務に同行】